

川畑会計事務所 & カム ダイナミックス

令和4年8月4日

TEL 072-633-0444 FAX 072-634-2227

E-mail kawabatakam@nifty.com URL <http://kawabatakam.news.coocan.jp/>

各駅停車

V o l . 7 9

Take a chance and hedge against risks

暑中お見舞い申し上げます

～シナ思想と日本～

1930年代 パリに留学するため同じ船に乗り合わせた二人の青年 矢代と久慈。そしてヨーロッパにいる兄、夫を訪ねる二人の婦人千鶴子と真紀子、4人のパリでの恋愛を描く長編小説「旅愁」。

日本の精神主義を重んじる矢代と西洋的自然主義に傾倒する久慈はパリの空の下で、議論の火花をちらす。東洋と西洋の文明の対立、信仰と科学等、横光が欧州での取材を経て、戦前から戦後へと書き継いだ「旅愁」は著者が苦闘した生涯の思索のすべてを登場人物に投影させた文化文明論といえる。[横光利一（1898－1947）]（Bookデータベースより）

気になるのは東洋という概念である。津田左右吉(1873-1961)セクションにある「日本文化と外来思想」から参考箇所をピックアップしてみる。

「西洋文化はヨーロッパという一つの世界の歴史の展開によって形成せられた一つの文化であるが、日本とシナとインドを含むいわゆる東洋が西洋の如く、一つの世界であり一つの文化をもっているものであるかどうかは考えられず、非西洋という概念を東洋という語で表現したのみであるということだ。

日本の文化は日本の民族生活の独自なる歴史的展開によって、独自に形作られたものであり、したがってシナの文明とはまったくちがったものである。日本とシナとは別々の文化なり文明をもっている。この二つを含むものとしての一つの東洋という世界は成り立っていない。一つの東洋文化、東洋文明というものはない。日本は過去において文化財としてシナの文物を多くとりいれたけれども、決してシナの文明の世界につつまこまれたのではない。シナから取り入れた文物が日本の文化の発達に大なるはたらきをしたことはあきらかである反面、それを妨げそれをゆがめる力ともなった。それにもかかわらず、日本人は日本人としての独自の生活を発展させ、独自の文化を創造して来た。日本の過去の知識人の知識としてはシナ思想が重んぜられたけれども、それは日本人の実生活とははるかにかけはなれたものであり、直接には実生活の上にはたっていない。日本とシナと、日本人の生活とシナ人のそれとはすべてにおいてまったくちがっている。

現在の日本とシナとの両国民の間にその文化または文明の交流が行われるべきである、といわれるが、もともと文化とか文明とかいわれているのは、国民の生活のありさまなのであるから、その生活から分離して取り扱うべきものではない。特にシナが現在の如く共産主義化しているとすれば、学問も文芸も思想も技術もみな共産主義の生活の上に立ってのものである。

何より明白なのは、日本人の生活とシナ人のそれとがすべての点において違っている。家族制度も社会組織も政治形態もまたは風俗も習慣も日本人とシナ人とに共通なものはほとんどないといってもよい。道徳や趣味やまたは生活の気分というようなものが全く違っていることは言うまでもない。日本人とシナ人との間に意思の疎通を欠くことが多く、互いに他を知ることが困難であって感情の疎隔が生じがちであり、国交が常に紛糾しているのもその根本はここにある。これは民族が違い、生活の地盤もしくは環境としての地理的形態や風土が違い、そうしてまた全く違った別々の歴史を持っているからのこ

とである。」

中国、ロシアの歴史を繙き、偏頗な対外的行動の背景を探るとき、私たちは大いなる戦慄を覚えるものである。

役員の死亡 退職金算定の力キは「功績」

～最終報酬月額×在任年数×功績～

業務中の事故で死亡すると、大抵の会社では「死亡退職金」を支給するはずだが、これが役員であれば、支給額は株主総会などでの決議を経た額になる。ただ、決議があったとしても青天井というわけにはいかないのは通常の役員退職金と同じで、税務署が「不相当に高い」と判断すれば超過部分は損金にできない。

役員の死亡退職金額の設定には、「死亡した役員の最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率」という算式が用いられる。この「功績倍率」には明確な定めがないため、税務当局と納税者の間で争いになることも多い。高い功績倍率を設定したければ、会社への貢献度を示す必要があり、一般的な金額から逸脱すると当局から追及される恐れがある。

また役員の死亡で社葬を執り行うことになれば、会社の負担した金額のうち、税務上、福利厚生費として社会通念上で通常要すると認められる金額については、損金に算入しても差し支えないこととされている。

なお業務上の災害で死去したとしても、原則として役員に労災は適用されないし、そもそも加入できない。だが例外として従業員300人以下（金融、保険、不動産、小売業は50人以下、卸、サービス業は100人以下）の企業であれば役員は特別加入でき、さらに業務上の一般労働者と同様の事故によるものであれば保険給付の対象となる。

～「納税通信」～

夏休み

八月十日（水）～十五日（月）は、
夏季休業とさせていただきます。
十六日より、通常通り、
元気に営業致します。



2020年4月1日以降に支払われる賃金について、民法の改正に伴い、労働基準法で定められる賃金請求権の時効がそれまでの2年から5年に延長されました（ただし、当分の間は3年）。つまり、未払賃金も3年は遡ることができるということです。

そのようなことがないに越したことはないのですが、もし再計算などで未払残業代などが発覚し、過年度分の未払賃金を支払う場合、その処理は次の表に示した2通りの方法があります。

未払賃金の処理

	一時金として処理する場合	過去に遡り給与を修正する場合
法人税	支払った日の属する年度の損金	
所得税	賞与として処理	・支払うべき日の属する年度の年末調整のやり直し及び源泉徴収票の発行、それに伴う給与支払報告書の各自治体への再提出 ・本人が確定申告をしていた場合は、修正申告が必要
社会保険関係	賞与として処理	・過年度の4月から6月に対応するものであれば、算定基礎届の再提出 ・労働保険料等申告書の再提出

未払賃金の精算は、手間がかかります。発生しないように注意が必要です。

